

公告 第776号  
令和8年2月25日

SCSK健康保険組合  
理事長 小林 良成

## 一般保険料率/介護保険料率/子ども・子育て支援金率の 決定について

令和8年2月20日開催の第116回組合会において、一般保険料率/介護保険料率/  
子ども・子育て支援金率が決定したので、下記のとおり公告します。

### 記

1. 改定後の保険料率 92.0/1000 (現行:92.0/1000)
  - (1) 一般保険料率 90.70/1000 (現行:90.70/1000)

内訳	基本保険料率	49.138/1000	(現行:50.696/1000)
	特定保険料率	41.562/1000	(現行:40.004/1000)

※特定保険料は、一般保険料のうち高齢者医療制度へ拠出するための保険料です。
  - (2) 調整保険料率 1.30/1000 (現行:1.30/1000)

※調整保険料は、全国健康保険組合間の共助を目的に実施している事業に充てるための保険料で、毎年度、健康保険組合連合会が料率を設定します。
2. 介護保険料率 17.0/1000 (現行:18.60/1000)
3. 子ども・子育て支援金率 2.30/1000 (新設)
4. 負担割合

事業主	50%
被保険者	50%
一般保険料率	: 46.0/1000
介護保険料率	: 8.50/1000
子ども・子育て支援金率	: 1.150/1000

5. 適用時期

・一般及び介護保険料は2026年3月保険料(2026年4月度  
給与控除※賞与については令和8年3月1日以降の支給分)  
より適用

・子ども・子育て支援金は2026年4月保険料(2026年5月度  
給与控除)より適用

※任意継続保険料は2026年4月分保険料より適用

以上